

安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

安芸高田市立学校施設使用料条例(平成 16 年条例第 181 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項</u>の規定に基づき市立学校の施設の使用を許可した場合において、当該許可を受けたもの(以下「使用者」という。)から徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項</u>の規定に基づき市立学校の施設の使用を許可した場合において、当該許可を受けたもの(以下「使用者」という。)から徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第2条から第5条まで (略)

別表(第2条、第3条関係)

(1) 教室及びその他の施設

(表は省略)

(2) 小中学校屋外運動場

(表は省略)

(3) 小中学校屋内運動場(柔剣道場を含む)

使用区分	単位	アリーナ使用料	照明設備使用料	冷暖房使用料
片面	1時間当たり	200円	400円	1,000円
全面		400円	680円	

備考 1時間に満たない時間は、1時間とする。

第2条から第5条まで (略)

別表(第2条、第3条関係)

(1) 教室及びその他の施設

(表は省略)

(2) 小中学校屋外運動場

(表は省略)

(3) 小中学校屋内運動場(柔剣道場を含む)

使用区分	単位	アリーナ使用料	照明設備使用料
片面	1時間当たり	200円	400円
全面		400円	680円

備考 1時間に満たない時間は、1時間とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。